

# 芝山町中小企業等支援給付金

一律 5万円

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、事業活動に支障が生じている中小企業者等に対して、事業継続を支援するため、「芝山町中小企業等支援給付金(以下「給付金」という。)」を予算の範囲内で支給します。

## 対象事業者

- 町内において事業を営む中小企業基本法第2条第1項に定める中小企業及び個人事業主
- 町内に住民票があり、他市町村で事業を営む個人事業主
  - ※農林漁業は会社法第2条第1項に定める会社又は有限会社に限る。
  - ※収益事業を行い、法人町民税納税義務者となる法人等も対象に含む。
  - ※個人事業主は所得税法第229条に定める開業届を提出している者、事業活動に必要な許可等を有している者。

## 支給条件

- ・町税の滞納がないこと。
- ・暴力団等の反社会的勢力に申請者等が関与していないこと。
- ・給付金支給後も事業活動を継続していくこと。

## 支給対象者(中小企業)

- ・令和2年4月7日現在、芝山町内で事業活動を営んでおり、今後も芝山町内で事業活動を営んでいく中小企業者。(法人町民税確定申告書第二十号様式の所在地が「芝山町」であること。)

## 支給対象者(個人事業主)

- ・令和2年4月7日現在、町内で事業活動を営んでおり、今後も芝山町内で事業活動を営んでいく個人事業主
- ・令和2年4月7日現在、町内に住民票があり、引き続き、事業活動を営んでいく個人事業主  
(※所得税青色申告決算書(一般用)、収支内訳書(一般用)の事業所所在地又は住所が「芝山町」であること。)

参考:中小企業の定義

業種	中小企業(下記のいずれかを満たすこと)	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
① 製造業、建設業、運輸業、その他の業種(②~④を除く)	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5千万円以下	100人以下
④小売業	5千万円以下	50人以下

## 提出書類（中小企業）

- 給付金申請書（様式第1号）
- 直近の法人町民税確定申告書の写し（第二十号様式）
- 法人登記事項証明書の写し（発行後3ヶ月以内のもの）
- 町内で事業活動を営んでいることがわかるものの写し（営業許可証、店舗賃貸借契約書、支店所在がわかるもの等）
- 誓約書兼同意書（様式第2号）
- 口座確認書類（通帳の写し：表紙を開いた最初の1ページ目）  
※ゆうちょ銀行の場合は、店名（3桁の番号）、口座名義、預金種別、口座番号がわかるページ

## 提出書類（個人事業主）

- 給付金申請書（様式第1号）
- 所得税青色申告書決算書（一般用控）又は、収支内訳書（一般用控）の写し
- 本人確認ができる書類（運転免許証、マイナンバーカード等）の写し
- 各業種の許可証や開設許可証等、事業に係る契約書、開業届など事業内容・開始（令和2年4月7日以前）が確認できる書類の写し（複数提出可）
- 誓約書兼同意書（様式第2号）
- 口座確認書類（通帳の写し：表紙を開いた最初の1ページ目）  
※ゆうちょ銀行の場合は、店名（3桁の番号）、口座名義、預金種別、口座番号がわかるページ

## 提出方法と申請受付期間

**郵送での提出** 新型コロナウイルス感染拡大防止にご協力ください。

提出先：〒289-1692 芝山町小池 992 芝山町役場

芝山町中小企業等支援給付金担当 宛

申請受付期間：令和2年10月30日（金）まで

受付期間内の消印を有効とします。

申請受理後、1ヶ月程度での支給予定です。（書類に不備がない場合）

## その他

様式第1号、第2号のダウンロードができない場合は、産業振興課、福祉センター、商工会の窓口でも配布いたします。